

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市大規模小売店舗立地審議会
根拠法令等	・大規模小売店舗立地法 ・川崎市大規模小売店舗立地審議会条例
設置年月日	平成12年6月1日
所掌事務	(1) 法第8条第4項に規定する本市の意見に関すること。 (2) 法第9条第1項に規定する本市の勧告に関すること。 (3) その他法の運用に関し市長が必要と認めた事項
委員数	7人以内
委員の構成	学識経験者
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	経済労働局観光・地域活力推進部 電 話 044-200-2356 ファックス 044-200-3920